

ぎふ企業成長投資補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、持続的な賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくりを推進する中小企業が県内の事業所において行う設備投資に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類Eの製造業をいう。
- (2) 物流業 日本標準産業分類に掲げる中分類44の道路貨物運送業、中分類47の倉庫業又は小分類482の貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）をいう。
- (3) データセンター 通信回線を利用して顧客の提供データをコンピュータにより集約的に管理するとともに、データ処理システムの構築又は運用等について付加的な価値の提供を行う施設をいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業をいう。
- (5) 機械・設備 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2の欄に掲げる機械及び装置のうち事業の用に直接供するものをいう。ただし、生産等を行う施設に設置され、当該生産活動と一体不可分の関係にある空調設備及び断熱設備については、別表第1に掲げる建物附属設備であっても、対象設備に含めるものとする。
- (6) 福利厚生施設 トイレ、パウダールーム、授乳室、食堂、休憩室、託児室その他これらに類する施設をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する中小企業であり、法人であること。
- (2) 県税に係る未納の徴収金がないこと。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して法人

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件、補助率並びに補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国等からの補助金を受ける事業は、補助対象事業としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(事業の事前着手)

第7条 補助対象事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により交付決定の日前に補助対象事業に着手しようとする場合は、補助金交付申請書に、事前着手理由書（別記第2号様式）を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項

(2) 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の配分の変更とする。

(3) 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲内の変更その他補助対象事業の細部の変更とする。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(5) 補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、当該確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告すること。

(6) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額に相当する額を県に返還させることがあること。

2 規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第5号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第6条第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）

(2) 規則第6条第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）

(3) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）

(4) 前項第5号の規定による報告 仕入控除税額報告書（別記第6号様式）

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付時期等)

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条各号の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条各号の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(事業実施状況等報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後2年間、当該補助対象事業に係る各年度末日の状況について、翌年度5月末日までに、別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別 表 (第 5 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額
1 航空宇宙産業、ヘル スケア産業、食品産業、 半導体産業、エネルギー 産業及びデータセンタ ー産業	機械・設備 福利厚生施設 ※福利厚生施設の補 助対象経費は、全補 助対象経費の1/2以 下とすること。	補助対象経費が 1,000万円以 上であること 新たな働く環境づ くりの取組状況(別 紙3)の「交付申 請時(目標)」に おいて、合計13点 以上であり、次の 要件を満たすこと ①カテゴリー「0 (賃上げ率)」で 選択項目があるこ と ②カテゴリー「1~ 5」のうち、4カテ ゴリー以上で選択 項目があること	2/3以内	3,000万円
2 製造業(上記1を除 く。)の設備投資	※消費税等相当額を 除く。		1/2以内	
3 物流業の設備投資				

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者の名称
代表者氏名

年度 ぎふ企業成長投資補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 千円
- 2 事業計画書（別紙1）
- 3 事業内容説明書（別紙2）
- 4 新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）
- 5 添付書類
 - （1）直近2年間の決算書の写し
 - （2）見積書の写し等（積算根拠を確認できるもの）
 - （3）登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - （4）直近の県税納税証明書
 - （5）事前着手理由書（事前着手を行う場合に限る。）
 - （6）その他参考となる書類
 - ・機械・設備等のパンフレット 等

事業計画書

申請企業名			
代表者の職名・氏名			
本社所在地			
事業の実施場所 (県内に限る)	※事業の実施場所が本社所在地と異なる場合は、主たる実施場所を記載すること。		
資本金	千円	全従業員数 (交付申請書提出時)	人
事業の業種	※日本標準産業分類の「中分類」及び「細分類」からそれぞれ選択し、記載すること。 例：(中分類) 18 プラスチック製品製造業 (細分類) 1851 プラスチック成形材料製造業 日本標準産業分類 (中分類) 業 (細分類) 業		
	特別枠(補助率2/3)の該当 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 航空宇宙産業 <input type="checkbox"/> ヘルスケア産業 <input type="checkbox"/> 食品産業 <input type="checkbox"/> エネルギー産業 <input type="checkbox"/> 半導体産業 <input type="checkbox"/> データセンター産業		
担当者の職名・氏名			
担当者の連絡先	(TEL) (FAX) (E-mail)		

1 事業計画の概要（見積書ごとに記載すること。）

【機械・設備】

設備名	見積額（円）
	円
	円
合 計	円… A

【福利厚生施設】

施設名	見積額（円）
	円
	円
合 計	円… B

【補助申請額】

補助対象経費	見積額（円）	補助率	補助申請額
機械・設備 （A）	円	/	/
福利厚生施設 （B）	円		
合 計	円		千円

※「見積額」は消費税抜き金額を記載すること
 （A）＜（B）の場合は、（B）の見積額を（A）の見積額と同額とすること
 「補助率」は特別枠については2/3、それ以外は1/2を記載すること
 「補助申請額（見積額×補助率）」は、千円未満を切り捨てること

2 事業計画のスケジュール

- (1) 設備等導入予定日 : 年 月 日
 (2) 設備等費用支払完了予定日 : 年 月 日

3 資金調達内訳

区 分	金 額（円）	備 考
自 己 資 金		
借 入 金		
県 補 助 金		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

※他補助金（国及び岐阜県（その支援機関）の補助金）との併用は不可

4 賃上げ率 ※小数点以下第2位を四捨五入

(1) 交付申請時[現状]（基準日～交付申請日）	%
(2) 交付申請時[目標]（交付申請日～申請1年後）	%

事業内容説明書

<p>事業実施の背景・ 現状・課題</p>	<p>※本事業実施の背景や、事業の現状及び課題について具体的に記載すること。 また、事業戦略等が策定されている場合は、併せて提出すること。</p> <p>【審査の観点】 経営力:事業戦略等が具体的に示されているか。 事業性:事業の現状や解決すべき課題が明確化されているか。</p>
<p>事業内容</p>	<p>※今回の事業内容を具体的に記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げについて、どのように取り組むのか、実施時期やその内容について詳細に記載すること。 ・生産性向上を図るために、どのような設備投資等を行うのか、その内容を詳細に記載すること。 ・(福利厚生施設を補助対象とする場合) 働いてもらい方改革に繋がる「新たな働く環境づくり」を推進するために、どのように福利厚生施設を充実させるのか、その内容を詳細に記載すること。 ・「新たな働く環境づくりの取組状況(別紙3)」について、具体的に取り組む内容を詳細に記載すること。 <p>【審査の観点】 事業性:課題に対する適切な解決方策が示されているか。 実現可能性:実現可能な内容となっているか。</p>
<p>事業の実施目標</p>	<p>※本事業において達成する目標を事業前と比較しながら定量的に記載すること。 (例:製造数量、出荷数量、売上高、収益、賃上げ率、福利厚生施設の状況など)</p> <p>【審査の観点】 事業性:達成すべき目標が具体的に示されているか。 実現可能性:実現可能な内容となっているか。</p>

<p>事業の実施体制 ・スケジュール</p>	<p>※本事業を行うための実施体制や設備等の導入スケジュールを具体的に記載すること。</p> <p>【審査の観点】 実現可能性:実施体制の役割分担は適切か。 実現可能なスケジュールとなっているか。</p>
<p>事業の成果 ・波及効果</p>	<p>※本事業により期待される成果や地域への波及効果について具体的に記載すること。</p> <p>【審査の観点】 波及効果:費用対効果(本補助金の額に対して想定される売上や収益)は高いか。 本事業により地域への経済的な波及効果が期待できるか。</p>

第2号様式（第7条関係）

事前着手理由書

- 1 補助金名
ぎふ企業成長投資補助金

- 2 事前着手日（予定日）
令和 年 月 日

- 3 事前着手をする必要がある理由

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者の名称
代表者氏名

年度 ぎふ企業成長投資補助金に係る事業経費配分変更承認申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 事業経費配分の変更の概要及び理由
(注) 別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。
なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に対応して記入すること。
- 2 添付書類
ア 見積書の写し等（積算根拠を確認できるもの）
イ その他参考となる書類

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者の名称
代表者氏名

年度 ぎふ企業成長投資補助金に係る事業内容変更承認申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 事業内容の変更の概要及び理由

（注）別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。

なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

2 添付書類

ア 見積書の写し等（積算根拠を確認できるもの）

イ その他参考となる書類

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者の名称
代表者氏名

年度 ぎふ企業成長投資費補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 事業の中止（廃止）理由

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者の名称
代表者氏名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度ぎふ企業成長投資補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条の規定による額の確定額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(補助金返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付すること。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者の名称
代表者氏名

年度 ぎふ企業成長投資補助金の事業実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 千円

2 賃上げ率 ※小数点以下第2位を四捨五入

(1) 交付申請時[現状] (基準日～交付申請日)	%
(2) 実績報告時(基準日～実績報告日)	%

3 新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3） ※「実績報告時」欄に記載

4 経費所要額精算書（別紙4）

5 添付書類

ア 支払書類（納品書、請求書、支払いが確認できる書類等）

イ 設備等の完成写真

ウ その他参考となる書類

- ・固定資産台帳の写し
- ・新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）の根拠等資料

エ 理由書 ※賃上げ率が「交付申請時[現状]」を下回った場合に限る（様式任意）

経費所要額精算書

品目	補助対象 経費 (A)	補助 率 (B)	補助対象額 (A) × (B) (C)	交付 決定額 (D)	精算 基準額 (C) (D) のい ずれか小さ い額 (E)	別表3 の合計 点数 (F)	減額 割合 (F) /13 (G)	精算額 (E) × (G) (H)
	円							
計	円		千円	千円	千円	点		千円

※ 「減額割合」が1を超える場合は、「1」と記載すること。
 (C) (D) (E) (H)は千円未満を切り捨てること。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者の名称
代表者氏名

年度 ぎふ企業成長投資補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

金 円

- *口座振込先
- ・金融機関名
 - ・普通、当座預金の別
 - ・口座番号
 - ・口座名義人

発行責任者

担当者(上記と同一でも可)

連絡先(電話番号)

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度 ぎふ企業成長投資補助金に係る事業実施後状況等報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業に関し、
年度の事業実施後の状況について、ぎふ企業成長投資補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 賃上げ率 ※小数点以下第2位を四捨五入

(1) 報告後1年目（基準日～実績報告日の翌年度末）	%
(2) 報告後2年目（基準日～実績報告日の翌々年度末）	%
(3) 「交付申請日～その申請1年後」の実績 ※「交付申請時[目標]」での設定値に対する「実績値」	%

2 新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3） ※「報告後1年目」もしくは「報告後2年目」欄に記載

3 添付書類

ア 理由書 ※以下に該当する場合（様式任意）

- ・賃上げ率が「交付申請時[目標]」を下回った場合
- ・「交付申請時[目標]」で設定した項目が達成できていない場合